平成２３年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市松原110番地17
債務者　藤田　　修
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目12番36号
債務者　横川美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３６号
鳥取県米子市上福原1295番地５
債務者　鷲尾　隆志
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３１８号
愛媛県松山市空港通７丁目16番13号
債務者　町田　由美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
愛媛県松山市久保田町119番地21
債務者　中矢　康之
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田609番地１
債務者　栂村　孝満
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４０号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田609番地１
債務者　栂村　利恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３５０号
愛媛県松山市山越１丁目18番２号　富士ハイツ６号
債務者　上田　邦弘
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
愛媛県松山市山越１丁目18番２号　富士ハイツ６号
債務者　上田　順子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３５２号
愛媛県松山市北土居４丁目19番17号　タウンコート北土居Ｂ―201号
債務者　向井　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４２２号
高知市若松町８番６号アゼリア若松203、申立時の住所高知市若松町８番９号
債務者　泉　　良造
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４９号
高知県南国市東山町２丁目１―16　コーポＮＯＭＵＲＡ206号、住民票上の住所高知県土佐清水市松尾212番地１
債務者　吉福　珠理
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６３号
高知市福井町962番地　金子マンション202号
債務者　武政　雅子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６９号
高知市小石木町204番地　潮江市営住宅504号
債務者　荒川　龍夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７５号
高知市朝倉東町３番14号
債務者　遠山　　寛
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
福岡県直方市大字下境4130番地15
債務者　池上　昭彦
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２０９号
福岡県久留米市高良内町457番地１
債務者　古賀　都子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２２１号
福岡県久留米市東櫛原町1321番地５　エトランゼ３宮本103号
債務者　濱島　亜樹
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部